

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士：国立情報学研究所客員教授

有害情報から子どもを守る「青少年ネット利用環境整備法」成立 出会い系サイト規制法や特定電子メール法など改正法も8件成立

青少年インターネット利用環境整備法

2008年度におけるインターネット関連の法整備は違法有害情報対策が中心であった。その中で最も話題を呼んだのが、議員立法による本法(同年法律第79号)である。青少年(18歳未満)がインターネットで青少年有害情報を閲覧する機会を減少させるための法律である。

本法は、「インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴)を含む。《中略》」に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものを「青少年有害情報」と位置付け、それに対するフィルタリングを提供する義務を関係者に課している。

まず、携帯電話会社(携帯電話インターネット接続役務提供事業者)に青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務を課す。次に、接続プロバイダ(インターネット接続役務提供事業者)にも、利用者の求めに応じて、同サービスまたは青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを提供する義務を課している。さらに、接続端末機器メーカーに対し、同サービスまたは同ソフトウェアの利用を容易にする措置を講じた上で機器を販売する義務を課す。他にも、青少年有害情報の発信が行われた場合におけるサーバー管理者の努力義務、国、地方公共団体、および保護者の責務、内閣府に内閣総理大臣を会長とする「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」を設置して基本計画の作成・実施を推進することも定めている。この他、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上と利用の普及を目的とする民間団体等を「フィルタリング推進機関」として登録し、国・地方公共団体が支援することなど、本法が定める点は多岐にわたっている。

本法の立法に向けた検討作業の過程で、表現の自由との関係で懸念された「国が有害情報を定義して禁止する」という事態は避けられた。しかし、現行における携帯のフィルタリング精度は高いとはいえず、年齢に応じた設定が困難であるなど、残された課題も多い。

出会い系サイト規制法の改正

出会い系サイトに起因した児童買春をはじめとする犯

罪が多発していることを背景として、今回の改正(同年法律第52号)では、インターネット異性紹介事業者(出会い系サイト業者)を届出制にするなど規制強化が図られた。今後は、実効性を確保するため、法執行の充実が望まれる。

なお、以上の違法有害情報対策に関する詳細については別稿「違法有害情報とその規制の現状」(p.152)を参照されたい。

迷惑メール対策関連の法整備

特定電子メール送信適正化法の改正(同年法律第54号)と特定商取引法の改正(同年法律第74号)によって、迷惑メール規制が強化された。両法律ともに、従来から迷惑メールに対する規制を加えてきたが、その実効性が十分といえなかったため、改正に至った。

今回の主要な改正点は、新たにオプトイン制(送信に関する受信者の事前同意制)が導入されたことである。これに伴い、適正にオプトインを取得したことを検証できるように、オプトイン記録の保管義務も課している。

いったん受信者がオプトインした場合でも、無制限に送り付けられ続けることは許容されるべきではないので、改めて受信者がオプトアウト(受信者の受信拒否通知に従う義務を課す制度)することも可能となっている。

さらに、改正特定商取引法では、オプトイン違反が刑事罰の対象となった。また、連鎖販売取引電子メール広告についても規制条項を置いている。

迷惑メールは、単に受信者にとって迷惑であるだけでなく、出会い系サイトの広告宣伝やワンクリック詐欺に悪用されることも多い。今回の改正法に基づき、積極的に摘発が進むことが強く求められている。

通信販売に関する特定商取引法の改正

前述の改正特定商取引法では、同時に通信販売に関する条項も改正された。これによって、インターネット通販で、返品可否・条件を広告に表示していないときは、8日間、返品(売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除)が

資料6-1-1 整備されたインターネット関連法律

法 令(成立日順)	成立日	公布日	概 要
電波法(改正)	2008年5月23日	2008年5月30日	電波利用料の使途などを見直す
出会い系サイト規制法(改正)	2008年5月28日	2008年6月6日	インターネット異性紹介事業者への届出制の導入等
特定電子メール送信適正化法(改正)	2008年5月30日	2008年6月6日	オプトイン制への移行等
特定商取引法(改正)	2008年6月11日	2008年6月18日	オプトイン制への移行、オプトイン違反の刑事罰等
割賦販売法(改正)	2008年6月11日	2008年6月18日	個人情報保護法でカバーされていないカード情報の漏えい・不正入手をした者を刑事罰の対象
携帯電話不正利用防止(改正)	2008年6月11日	2008年6月18日	携帯電話端末等の貸与業者の本人確認義務厳格化等
青少年インターネット利用環境整備法	2008年6月11日	2008年6月18日	青少年有害情報フィルタリングの導入
電波法・放送(改正)	2009年4月17日	2009年4月24日	電波利用料の使途などを見直す
不正競争防止法(改正)	2009年4月21日	2009年4月30日	営業秘密侵害罪の処罰範囲拡張

できることになった。

割賦販売法の改正

特定商取引法と同時に改正(同年法律第74号)された割賦販売法によって、クレジットカード業者等に対し、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード情報の保護のために必要な措置を義務付けると同時に、カード情報の漏えいや不正入手をした者が刑事罰の対象となった。これまでネット漏えいしたクレジットカード番号がネットゲームなどで不正利用される事件が発生してきたが、それに対する対処が容易になった。

不正競争防止法の改正

本法も改正されており(2009年法律第30号)、営業秘密侵害罪について、従来の「不正の競争の目的」を「不正の利益を得る目的」または「保有者に損害を与える目的」へと改めた。同罪の行為態様も改められ、営業秘密の管理に係る任務を負う者がその任務に背いて営業秘密を記録した媒体等を横領する行為、無断で複製する行為等を処罰の対象とした。

改正前は、従業員が勤務先に対する嫌がらせのために顧客名簿をネットに漏えいする行為や、金銭目当てにリスト業者に顧客名簿を売却する行為などは、不正の競争の目的に該当しないため、本法によって刑事摘発することができなかった。

今回の改正によって、これらの行為を刑事摘発することが容易となった。その一方、管理する企業がアクセス制限など適正管理策を講じていなければ、司法上の営業秘密として保護を受けられない。そのため、今後における適正

管理策の整備が、企業にとって重要な課題となる。

前述の改正割賦販売法とともに、有効な漏えい・不正利用対策、そして情報セキュリティの確保に有効な法制度となることが期待される。

携帯電話不正利用防止法の改正

本法の改正(2008年法律第76号)により、携帯電話端末と同様の規制をSIMカードにも課した。また、携帯電話端末等の貸与業者の、貸与時の本人確認義務を厳格化した上、当該確認記録の作成・保存を義務付けるなどの措置も導入された。これによって、振り込み詐欺など携帯電話の不正利用を防止する効果を期待したい。

電波法などの改正

他にも電波法改正(2008年法律第50号)、同法・放送法改正(2009年法律第22号)が成立した。電波の有効利用推進の観点から、電波利用料の使途などを見直すものであるが、後者の改正では、さらに地デジ放送への移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図るための措置も含まれる(著作権関連は別稿p.150「著作権法改正の動き」参照)。

成立しなかった法案

コンピューターウイルス等のマルウェアを「不正指令電磁的記録」と位置付けて、故意に作成・所持する行為などの処罰化を盛り込んだ「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」は、昨年度も国会に提出されたが成立せず、今回も翌年度に持ち越された。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp